

補助金等	趣旨	対象者	交付要件	補助対象経費	補助率	補助限度額	総合窓口課	事業担当課	
小矢部市 老朽危険空き家 除却支援 事業費補助金	・老朽危険空き家の解体 除去を促進 ・安全安心な生活環境の 確保、地域の良好な景観 の保全	老朽危険空き家の 所有者、管理人、相続関係人	老朽度判定基準(国 土交通省)で100点以 上の評点であるもの など	補助対象空き家の解体及 び除却に要する経費	対象経費の 1/2以内	500,000円 (1敷地に1回限り)	都 市 建 設 課	都市建設課	
小矢部市 空き家・空き地 情報バンク 活用促進 事業助成金	・空き家有効利用促進及 びその支援 ・空き家バンクの利用促 進 ・定住促進	空き家の所有者、購入者	小矢部市空き家バン クを通じての売買及 び賃貸であることなど	空き家等の賃貸(1年間の 賃貸相当額)	対象経費の 1/5以内	所有者…50,000円/年 (1物件1回限りとする。)		都 市 建 設 課	定住支援課
小矢部市空き家 バンク活用リ フォーム事業補 助金	・空き家バンクの利用促 進 ・空き家の解消 ・定住促進	空き家バンクに登録された空き 家の新たな所有者(購入者)	市内に住所を有する ことや3年以上当該補 助住宅への居住など	居住の用に供する建物の 売買代金	対象経費の 1/10以内	所有者… 50,000円 購入者…100,000円 (1物件1回限りとする。)			
小矢部市空き家 バンク活用リ フォーム事業補 助金	・空き家バンクの利用促 進 ・空き家の解消 ・定住促進	空き家バンクに登録された空き 家の新たな所有者(購入者)	市内に住所を有する ことや3年以上当該補 助住宅への居住など	補助対象工事に要する費 用(50万円以上であるこ と。)	対象経費の 1/10以内	200,000円 (1回限りとする。)		都 市 建 設 課	定住支援課
小矢部市 空き家等 活用促進 事業補助金	・空き家有効利用促進及 びその支援 ・地域の活性化	認可地縁団体	市内の空き家をコミュ ニティー施設の用途 に10年以上活用する ための改修、修繕又 は増築であることなど	コミュニティー施設に供する ため空き家の改修、修繕又 は増築に要した経費(た だし、市内の事業者が施工 する工事で、その合計額が 100万円以上であるこ と。)。ただし、用地費は含 まない。	対象経費の 1/2以内	3,500,000円 (1物件1回限りとする)			
まちなか等 振興事業補助金	・商店街の空き店舗・空き 地の活用及び既存店舗リ ニューアルの支援	・都市計画用途地域内で空き店 舗等または空き地を利用して新 規出店する人 ・市内で10年以上継続して営業 を行っている店舗をリニューア ルする人	店舗の営業が週4日 以上であり、営業時間 が午後5時以降のみ でないことなど	・空き店舗等・空き地を利用 した出店に要する経費(店 舗等取得費、新築・改装 費) ・店舗賃借料(敷金・礼金等 を除く) ・既存店舗のリニューアル に要する経費	対象経費の 1/2以内	・新規出店 店舗等の取得を伴う場合 200万円 店舗等の取得を伴わない 場合 140万円 ・店舗賃借料 60万円 ・既存店舗リニューアル 100万円	都 市 建 設 課	商工観光課	